

重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（第1回）議事概要

1 日時

令和7年8月4日(月)15:30～16:30

2 場所

赤坂グリーンクロス 26階 会議室5

3 出席者

○議長

飯田 陽一 内閣サイバー官

○副議長

木村 公彦 内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）

○構成員

柳瀬 護 金融庁総合政策局総括審議官

三田 一博 総務省サイバーセキュリティ統括官

原口 剛 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

野原 諭 経済産業省商務情報政策局長

長井 総和 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

○オブザーバ

泉 恒有 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）

門松 貴 内閣府大臣官房審議官（サイバー安全保障担当）

4 議事概要

○開会挨拶

飯田議長から、先般のサイバーセキュリティ基本法の改正により、新たに重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して「国の行政機関が実施する施策の基準の作成」等を戦略本部の所掌事務に追加したところ、サイバー対処能力強化法に基づく基幹インフラのサイバーセキュリティ強化と、サイバーセキュリティ基本法に基づく重要インフラのサイバーセキュリティ強化を統合的に進め、各分野における事業者等関係者の理解や協力を得ながら同基準の検討を進めていく旨挨拶がなされた。

○議事

(1) 重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議について

- ・事務局（国家サイバー統括室）から、資料1、資料2、資料3及び資料4に基づき、本会議の開催や運営について説明。
- ・資料3の本会議の運営要領（案）、及び資料4の課長級会議の開催（案）について、特段の異議等なく決定された。

(2) 検討すべき論点（案）について

- ・事務局から、資料5及び資料6に基づき、検討の背景及び検討すべき論点（案）について説明。
- ・資料6の検討すべき論点（案）について、特段の異議等なく決定された。

(3) 今後のスケジュール（案）について

- ・事務局から、資料7に基づき、今後のスケジュール（案）について説明。
- ・本案について、特段の異議等なく決定された。

(4) その他

出席者より、以下のような発言があった。

○柳瀬金融庁総合政策局総括審議官

- ・昨年10月、金融分野におけるサイバーセキュリティ対策の強化を目的として、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を策定した。本ガイドラインでは、サイバーセキュリティに関する対応事項を「基本的な対応事項」と「対応が望ましい事項」に分類し、金融分野全体に対して一定の基準を定める内容となっている。また、金融分野特有の課題の中で、特に重要なものとして認識しているのが「サードパーティリスク管理」である。
- ・金融庁は、各金融機関がガイドラインの達成状況を確認できるよう、年に1回各金融機関による自己点検を実施している。また、TLPT（脅威ベースペネトレーションテスト）等の取り組みを推進している。
- ・「施策の基準の作成」においては、以下の点をお願いしたい。1点目は、国際的な取り組みを行っている事業者への配慮の観点から、国際的な基準との整合性について考慮していただきたい。2点目は、基準の内容について、重要インフラ事業者等のみならず、サードパーティとの共通理解を形成するものとし、また、サードパーティリスク管理の観点からも実効性を確保できるような枠組みとしていただきたい。3点目は、基準を策定した後のフォローアップであり、啓発活動等、事業者の基準に対する理解を促進するためのフォローアップを検討していただきたい。
- ・金融セクターにとどまらないテーマについて、国家サイバー統括室にお

いてセクター横断的に積極的なイニシアティブを発揮していただくことを期待する。

○三田総務省サイバーセキュリティ統括官

- ・総務省所管分野である情報通信分野、その中でも電気通信事業者は、サイバー攻撃の舞台となり得るインターネットサービスを提供するという特殊な立ち位置にいる。そうした状況もあり、いわゆる業法である強制基準、国が定める任意基準、そして業界ガイドラインといった様々な形でセキュリティ対策を電気通信事業者に求めており、事業者の自主的な取組も進んでいると認識している。一方で、米国で発生したSalt Typhoonに代表されるような高度な攻撃への備えも必要であると考えており、国家サイバー統括室と緊密に連携してまいりたい。
- ・自治分野について、地方公共団体では、住民の個人情報を扱う量・頻度が大きく、幅広い行政サービスを一手に担っている。こうした特性から、外部からのサイバー攻撃が、住民生活や地域社会の安全に直接影響を及ぼしうる重要な分野である。総務省においては、政府機関統一基準の内容を踏まえて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示し、各団体の対策を支援・促進している。こうした背景から、各団体におけるセキュリティ対策状況も様々であり、多様性を踏まえた支援と全体の底上げが重要と考えている。
- ・「施策の基準の作成」の検討に当たっては、重要インフラ事業者等にとって過度な負担とならず、実効性があり、現場の対策に役立つものとするのが重要である。総務省としても、所管の重要インフラ事業者との対話を密に行い、現場の実情や課題を十分に踏まえた上で、重要インフラ関係省庁や国家サイバー統括室と連携して議論してまいりたい。

○原口厚生労働省政策統括官

- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の現状課題とその特殊性について申し上げる。医療分野においては、医療機関の収益の大部分が診療報酬に依拠しており、これを基盤として経営を維持・運営していく必要がある。このため、IT人材確保やセキュリティ対策のソリューションへの投資余力がないなどの課題がある。他の重要インフラ事業者と比較すると、医療機関は経営基盤において規模や機能の違いもあり、対策レベルも現場の実情に合わせていく課題があると考えている。このような事情も踏まえ、現場の負担も考慮した形での基準等が具体化されるよう、今後とも連携を密にしてまいりたい。

○野原経済産業省商務情報政策局長

- ・経済産業省では、電力、ガス、化学、クレジット、石油の5つの重要インフラ分野を所管しているところ、これら分野におけるサイバーセキュリティ政策の全体を取りまとめている立場として発言する。
- ・今後、新たに策定する「施策の基準」は業界の共通理解となるものと認識しており、積極的に検討に取り組んでまいりたい。この点、当省所管の多くの分野においては、「安全基準等策定指針」の内容等も踏まえつつ、業界が自主的に作成したガイドラインを通じて、事業者にはサイバーセキュリティの確保を求めている。「施策の基準」の検討においては、このような既存の制度との整理も考慮し、混乱が生じないように進めていきたいと考えている。
- ・経済産業省では、一定のセキュリティ水準を満たすIoT製品にラベルを付与する「JC-STAR 制度」の運用や、企業組織のセキュリティ対策状況を評価する「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の構築に向けた検討などに取り組んでいる。こうした制度については、政府機関・地方自治体のみならず、重要インフラ事業者においても積極的に活用いただきたいと考えている。このため、今後策定する「施策の基準」の実効性を確保する観点からも、当省のこれらの施策の活用を促す方向性を盛り込んでいただきたい。その上で、今後策定する基準等が重要インフラ事業者の現場に浸透し、実効性の高い基準の内容となるためにも、業界とも緊密に連携しながら、国家サイバー統括室とともに検討に取り組んでいきたい。

○長井国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

- ・国土交通省は、航空・空港・鉄道・物流・水道・港湾の6つの重要インフラ分野を所管しているが、これら分野のサイバーセキュリティ対策を進めることは国民生活や経済にとって重要であり、本会議を通じた取組強化の検討について、積極的に参画してまいりたい。その際、私からは大きく3点お願いをさせていただきたい。
- ・まず一つ目だが、当省所管の重要インフラ事業者は、その数が非常に多く、また、事業者の規模、使用するシステム、さらには事業者の取組状況と様々な面で多様性を持っているという特徴がある。こうした状況を踏まえ、求める措置内容の検討等については、丁寧に議論を進めていただくようお願いしたい。
- ・次に二点目だが、当省では、現在、追加的なサイバー対策を事業者に求める検討を分野ごとに進めているところ。については、事業者に矢継ぎ早

に措置を求めることによる混乱等を回避する観点から、事務局には、求める措置の内容の案や全体の枠組みについて、できるだけ早く示していただけるとありがたい。

- ・最後に三点目だが、当省は、先に述べたように、所管する事業者数が多く、規模等も多様であり、検討される対策の実効性確保の手法や徹底の程度によっては、事業者側のみならず行政側に大きな負担が生じる可能性があると思料。このため、適切な実効性の確保の在り方についても丁寧に議論させていただければありがたい。
- ・国交省ではインシデント発生時の駆けつけ支援なども取り組み始めたところである。交通 ISAC もあるので、事業者側としっかりコミュニケーションをとりながら対策を強化していきたい。いずれにしても、当省としては、重要インフラのサイバーセキュリティ対策にさらに力を注ぐ所存。NCO を始めとする関係機関と相談、連携しながらしっかりと取組を前進させたい。

○泉内閣府政策統括官

- ・内閣府は、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度を所管しているところ、「施策の基準」の検討について、基幹インフラ制度と不整合が生じないように、また、事業者の過度な負担にならないよう進めていきたい。

○門松内閣府大臣官房審議官

- ・サイバー対処能力強化法に基づく基幹インフラ制度と、重要インフラの「施策の基準」があるところ、事業者にとって分かりやすいものとし過度な負担とならないよう、防護範囲の在り方を含め構造の整理をしていく必要があると考えている。

○飯田議長

- ・構成員の御意見も踏まえると、今後の検討において留意すべきポイントとして重要インフラ事業者等の多様性の考慮があるものと認識している。規模、取り組みの進捗具合等、様々な事業者がいる中で、全体としてレベルが上がっていくような形になるよう進めていきたい。また、新たな基準の策定に関する事業者の不安、負担の軽減の観点から、透明性の高い議論及び早期の情報提供が重要だと認識している。さらに、国際的な制度との整合性についても考慮してまいりたい。いずれにしても、国家サイバー統括室としては、関係省庁が担当する業種、分野を超えた視点を持って全体として検討することができることを強みとして検討を進めてまいりたい。

○閉会挨拶

木村副議長から、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関する「施策の基準」に基づき、各省庁において必要な施策を推進いただくとともに、各分野における取組についての PDCA サイクルを回していくことが、重要インフラ分野全体のサイバーセキュリティ確保の底上げにつながり、ひいては、増大するサイバー脅威による被害の防止・抑止につながるものと考えており、今後、課長級会議において、新たな基準等についての具体化検討を進めていくが、まずは年内を目途に策定予定のサイバーセキュリティ戦略への反映に向けて、骨子を固めたいこと、その上で、具体の基準の策定、更に、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画の見直しも検討したいと考えており、引き続きの協力をお願いしたい旨挨拶がなされた。

○今後の予定

- ・ 今後は、課長級会議において具体的な検討を進めることとされた。